令和８年度

河川改修事業

建物等再算定等業務委託

（０８－ＫＡ１４－Ｙ３）

特　記　仕　様　書

令和８年１１月

秋田県秋田地域振興局建設部

１　共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、秋田県測量業務共通仕様書及び秋田県建設部版用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

なお、共通仕様書中「監督職員」は「調査職員」、「主任担当者」は「管理技術者」と読み替えるものとする。

２　共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第１条（適用範囲）

この特記仕様書は、本業務に適用する特記事項を示すものである。

第２条（資料の貸与）

本業務の遂行に際して必要と思われる資料を貸与する。

第３条（物件調書等の作成）

受注者は、物件調書等を物件所有者ごとに作成するものとする。

第４条（成果品等）

１　各成果品の提出部数は２部とする。ただし、調査職員から提出部数変更の指示があった場合は、これに応じるものとする。

２　調査データ及び写真等を格納したコンパクトディスクも併せて成果品として納品するものとする。

第５条（疑義等）

本業務を履行するにあたり疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議し業務を進めるものとする。